

非常時の対応について

1 午前6時の時点で「特別警報」か次の警報が発令されている場合

暴風警報 大雨警報 洪水警報 大雪警報 暴風雪警報

◆市内幼・小・中学校は、全校が休校です。警報がその後解除されても休校です。

◆一斉送信（スクリレ）とホームページでお知らせします。

※午前6時～午前7時の間に上記の警報が発令されても、休校とします。

2 児童が学校にいる時「警報」発令・地震・不審者等、非常事態が発生した場合

◆様子を見て緊急下校（職員引率）、または保護者に迎えを要請します。

◆一斉送信で学校より連絡します。

※個人情報保護のため、地区別連絡網は作成していません。

※各地区の通学路等に危険が発生した場合、直ちに学校へご連絡ください。